平成○年○月○日

退職者の皆様へ

退職後の医療と年金について

１．退職後の医療保険

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 退職後の措置 | 制度の  名称 | どこで手続きするの？ | 何を持参するの？ | 備　考 |
| 再就職する人 | 健康保険 | 再就職先にて | 被扶養者届等 |  |
| ２か月以上の被保険者期間があり、希望する人 | 任意継続  被保険者  (健康保険)  （原則2年間） | 自分の住所地を管轄する健康保険協会（協会けんぽ）において（退職した会社が健保組合の場合は組合） | 各加入先ホームページ等で確認してください。 | 資格喪失日から20日以内に手続き（厳守） |
| 家族の被扶養者になれる人 | 被扶養者 (健康保険) | 家族の会社において | 会社が所属する健保組合等により異なるので、会社に確認 |  |
| 上記のいずれにも該当しない人 | 国民健康 保険 | 自分の住所地の市区町村役場において | 離職票又は退職証明書（社会保険資格喪失証明書）、年金手帳等を持参して手続き | 退職日の翌日から14日以内 |

２．退職後の年金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 退職後の措置 | 国民年金の種別 | どこで手続きするの？ | 何を持参するの？ | 備　考 |
| 再就職する人 | 第２号  被保険者 | 再就職先において | 年金手帳 |  |
| 厚生年金等加入者の被扶養配偶者になれる人 | 第３号  被保険者 | 厚生年金等加入している夫等（配偶者）の会社にて | 年金手帳等を夫等（配偶者）の会社に提出 | 被扶養配偶者になることが条件 |
| 上記のいずれにも該当しない人 | 第１号  被保険者 | 自分の住所地の市区町役場において | 離職票又は退職証明書（社会保険資格喪失証明書）、年金手帳等を持参して手続き | 退職日の翌日から14日以内 |